

労働相談事例：賃金が支払われない

○相談内容

正社員として勤務しています。会社の経営状況が厳しいためか、ここ半年ほど賃金の支払が遅れがちになっており、先月の賃金も、まだ半分しか支払われていません。社長と話をしましたが、「他の社員も我慢している」「払える分は随時払っていく」と言われました。未払分の賃金を支払ってもらうにはどうすればよいでしょうか。

○回答

労働基準法第 24 条により、賃金は、「通貨で」「直接労働者に」「その全額を」「毎月 1 回以上」「一定の期日を定めて」支払わなければならない（賃金支払の 5 原則）とされています。賃金の不払いは同法違反であり、同法第 120 条により、30 万円以下の罰金が科される場合があります。

ただし、労働基準法第 115 条により、賃金の消滅時効は 2 年（2020 年 4 月以降に生じる賃金については法改正により当面 3 年）、退職金の消滅時効は 5 年となっている点に留意してください。また、賃金の一方的な減額など、労働条件を不利益に変更することは、労働契約法第 9 条により、原則として労使間の合意がなければできないとされていますが、即座に異議を申し出ず、減額された賃金を黙って受け取ってしまうと、変更に合意したとみなされる場合があるため注意が必要です。

まずは労働者本人が、使用者に対し口頭又は文書によって請求を行う必要があります。使用者が応じない場合は、労働基準監督署で「申告」の手続きを行い、使用者への指導を求める方法が考えられますが、本人確認のため一度は労働基準監督署を訪ねる必要があります。使用者が労働基準監督署の指導にも従わない場合は、訴訟や裁判外紛争解決手続（労働委員会のあっせん等）を利用する方法も考えられます。

なお、一時金（賞与や退職金）の支給については法律上の規定がなく、使用者の裁量によるものとなっていますが、雇用契約書や就業規則等で一時金の支給

条件が明確に規定されている場合は、規定どおりの支給を求めることが可能です。ただし、「会社の業績や労働者の勤務成績等を考慮して増減・不支給とする場合がある」旨を規定している場合もありますので、まずは規定をご確認ください。